

**タクシー利用助成金と
公衆浴場無料開放利用券を
交付します**

【タクシー利用助成券】

■交付対象者

①在宅高齢者

満75歳以上の所得税非課税世帯の方

②在宅重度心身障害者

所得税非課税世帯に属し、身体障害者手帳肢体不自由

上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障害1

・2級、聴覚言語障害1級、内部障害1級、療育手帳A、

精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方

■交付枚数

①1人年間12枚(同一世帯の2人目からは年間6枚)

②1人年間24枚

【公衆浴場無料開放利用券】

■交付対象者

①在宅高齢者

満65歳以上の方

②在宅心身障害者(児)

心身障害者(児)手帳を所持している方

■交付枚数 1人年間36枚

■利用できる公衆浴場

○湯之谷温泉(洲之内)

○宝湯(壬生川)
○明神湯(高田)
○道前溪温泉(丹原町来見)

■無料開放日 水曜日

※湯之谷温泉は10時から15時

【申請手続き】

4月1日以降、住所・氏名

・年齢の確認できるもの(健康保険証・運転免許証・障害者手帳など)と印鑑を持参し、

手続きをしてください。

【注意事項】

○年度途中での交付の場合、月割り計算となります。

○昨年度の利用券は、4月1日以降は使用できません。

【高齢者対象の申請窓口】

○市庁舎本館1階

高齢介護課

長寿・いきがい対策係

TEL0897-52-1292

○各総合支所市民福祉課

福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

○居住地の公民館(公衆浴場無料開放利用券のみ)

【障害者対象の申請窓口】

○市庁舎新館2階

社会福祉課 障害者福祉係

TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課

福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

**障害者等の自動車税、
軽自動車税を減免します**

障害のある方の社会参加を積極的に支援するため、自動車税、軽自動車税の減免を行います。

申請期限後は受付できませんので、ご注意ください。

■対象となる車両

4月1日現在で障害者が所有する自動車、二輪車、軽自動車(1人、いずれか1台)

※障害者が18歳未満、知的または精神障害者の場合は、

その方と生計を一にする方が所有する車を含みます。

※障害者用に改造した車輛も減免対象となる場合があります。

■車両の使用目的

○障害者本人が運転する車
目的は特に問いません。

○障害者と生計を一にする方が運転する車
申請日現在において、障害者の通学、通院、通所、生業のために車を使用し、かつ今後1年以上の間、月4回以上使用が見込まれる場合。

○障害者のみで構成される世帯の方を常時介護している方が運転する車

障害者のために、申請日現在において、車を使用し、かつ今後1年以上の間、週3回以上の使用が見込まれる場合。

■申請に必要なもの

印鑑、納税通知書、身体障害者手帳(戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、運転免許証、車検証

※本人以外が運転する場合はほかに書類が必要です。

■申請期限

○自動車税 5月26日(月)まで

○軽自動車税 納税通知書の発行から5月26日(月)まで

受領から5月26日(月)まで
※軽自動車税の納税通知書は5月上旬に発送予定です。

■自動車税の申請先

○東予地方局課税課
自動車税係

TEL0897-56-1300

■軽自動車税の申請先

○市庁舎本館2階
市民税課 市民税係

TEL0897-52-1317

○各総合支所
税務課税務係(東予)
総務課税務係(丹原・小松)

■自動車税・軽自動車税が減免される障害者の障害程度

区 分		障害の程度	
		本人の運転	家族等の運転
視覚障害	身体障害者	1~4級	
	戦傷病者	特別~4項症	
聴覚障害	身体障害者	2・3級	
	戦傷病者	特別~4項症	
平衡機能障害	身体障害者	3級	
	戦傷病者	特別~4項症	
上肢不自由	身体障害者	1・2級	
	戦傷病者	特別~3項症	
下肢不自由	身体障害者	1~6級	1~3級
	戦傷病者	特別~6項症 1~3款症	特別~3項症
体幹機能障害	身体障害者	1~3級、5級	1~3級
	戦傷病者	特別~6項症 1~3款症	特別~4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	身体障害者	上肢機能移動機能	1・2級
			1~6級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害	身体障害者	1~3級	
	戦傷病者	特別~3項症	
音声機能障害	身体障害者	3級(無喉頭)	
	戦傷病者	特別~2項症(無喉頭)	
知的障害	療育手帳	A級	
精神障害	保健福祉手帳	1級	